

第四三回

参第一二号

農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律
(案)

農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十二年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

- 2 この法律における「高等学校」には、第三条第一項の免許状に係る場合を除き、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含むものとする。

附 則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

理 由

盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校の高等部の教員及び実習助手に対して、高等学校の教員及び実習助手についてと同様に産業教育手当を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。